

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の 変更届について（建設工事業者用）

建設工事の一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書及び添付書類に記載した事項に変更が生じた場合は、変更届に必要な事項を記載し、必要とする書類を添付の上、提出してください。

1. 提出先

石井町役場 財政課 （庁舎2階）
〒779-3295
徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1

2. 提出方法等

持参又は郵送により提出してください。

・郵送で受領書が必要な場合は、宛名を記入し切手を添付した封筒、または宛名を記入したハガキを同封してください。（ない場合は受領書等を送付しません。）

3. 変更事項及び必要とする添付書類

（1）組織の変更

《法人》

- ①登記事項証明書（写し可）
- ②委任状（代理人を選任している場合）
- ※分割、合併等の変更の場合は、財政課までお問い合わせください。

《個人》

- ①身分証明書（写し可）
- ②委任状（代理人を選任している場合）

（2）代表者の変更

《法人》

- ①登記事項証明書（写し可）
- ②委任状（代理人を選任している場合）

《個人》

- ①身分証明書（写し可）
- ②委任状（代理人を選任している場合）

（3）住所（所在地）・商号（名称）変更

《法人》

- ①登記事項証明書（写し可）
- ②委任状（代理人を選任している場合）

《個人》

- ①身分証明書（写し可）
- ②委任状（代理人を選任している場合）

※【法人、個人共通】

所在地等の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス等に変更があった場合は、変更届に変更内容を合わせて記載してください。
また、石井町内に所在地を変更する場合は、財政課までお問い合わせください。

（4）代理人の選任又は変更

《法人、個人共通》

- ①委任状
- ②建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの
- ※登録する建設工事の種類は、代理人の有する許可業種の範囲内になります。

（5）登録印鑑の変更

《法人、個人共通》

- ①印鑑証明書（写し可）
- ※変更届には変更前及び変更後のそれぞれの登録印鑑を押印してください。

(6) 使用印鑑の変更

《法人、個人共通》

①使用印鑑届

※変更届には変更前及び変更後のそれぞれの使用印鑑を押印してください。

(7) 建設工事の種類追加

《法人、個人共通》

①建設業許可証の写し

②建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの

(8) 建設工事の種類削除

《法人、個人共通》

・添付書類なし。変更届のみ。

※変更届に削除した種類が分かるように記載してください。

(9) 建設業の許可区分の変更

《法人、個人共通》

①建設業許可証の写し

②建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの

(10) 建設業の許可の更新

《法人、個人共通》

①建設業許可証の写し

(11) 経営事項審査結果通知書の更新

《法人、個人共通》

①経営事項審査結果通知書の写し

(12) 入札参加資格の取り下げ

《法人、個人共通》

・添付書類なし。変更届のみ。

※変更届に取り下げる旨が分かるように記載してください。

※石井町内に新たに支店を設立した場合や、事業の譲渡等を行う場合など上記以外の変更を行う場合は、財政課までお問い合わせください。

4. その他留意事項

- (1) 変更届の変更年月日は必ず記載し、提出してください。
- (2) 委任状の「委任者」及び使用印鑑届の「届出者」の印は印鑑証明書と、委任状の「代理人」は使用印鑑届の使用印と同じ印鑑を押印してください。
- (3) 委任状は、委任者・受任者双方の印鑑が押印されていることを確認してください。
- (4) 証明書類は申請書提出時における**最新（3ヶ月以内）**のものを提出してください。

5. 申請書書類の様式

- (1) 徳島県様式等同じ内容の様式でも可能です。
ただし、委任状の「委任者」及び「代理人」並びに使用印鑑届の「届出者」は押印が必要となります。

6. お問い合わせ先

石井町役場 財政課

TEL：088-674-7501 FAX：088-675-1500

URL：<https://www.town.ishii.lg.jp/>

※不明な点等がありましたら、財政課までお問い合わせください。